

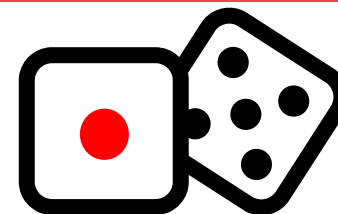


支援策も
いろいろ紹介
します!



食品卸売業編

軽減税率等の準備のために



導入準備 開始

スケジュー
ールは？
目次

対応のポイ
ントは？
P 1

対象品目？
適用税率？
P 2

自社商品
を確認

包装材料の
取扱い？
P 5

詰め合わせの
取扱い？
P 6

税務署
に相談



保管委託
費や手数
料等の取
扱いは？
P 7

どんな補
助金があ
るの？
P 15

自社シス
テムを改修・
テスト

適格請求書保
存方式とは？
P 14

区分記載請求書の
記載事項とは？
P 11

請求書等保存の
留意点を確認
P 9

卸売業者が知って
おくべき特例は？
P 8



税務署
に相談

金融・税制特例などの
支援措置はあるの？
P 16

もっと詳しく知
りたいときは？
P 17

社員教育
の実施

導入準備 完了

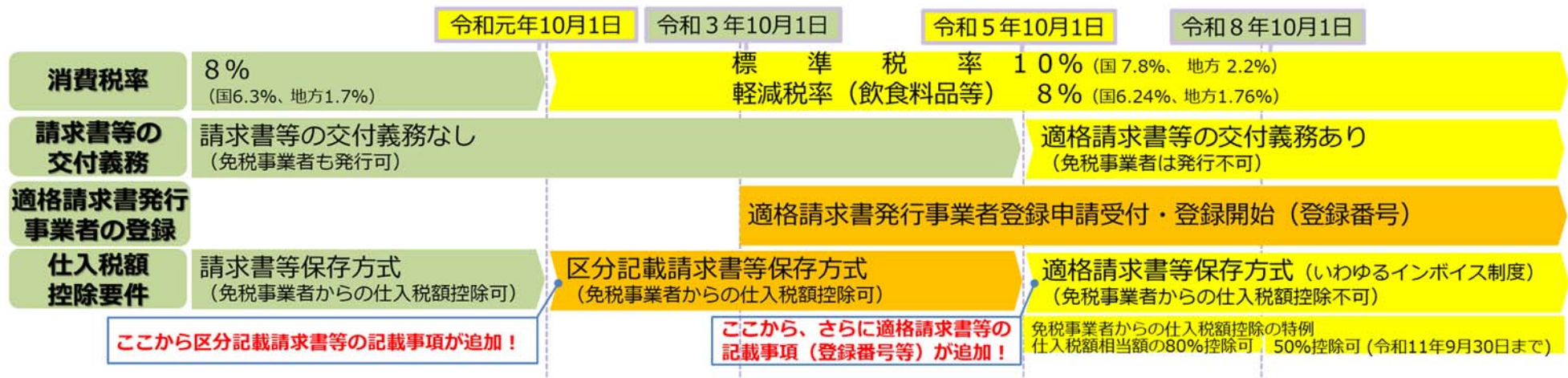
税務署への申請
や課税事業者の
登録など



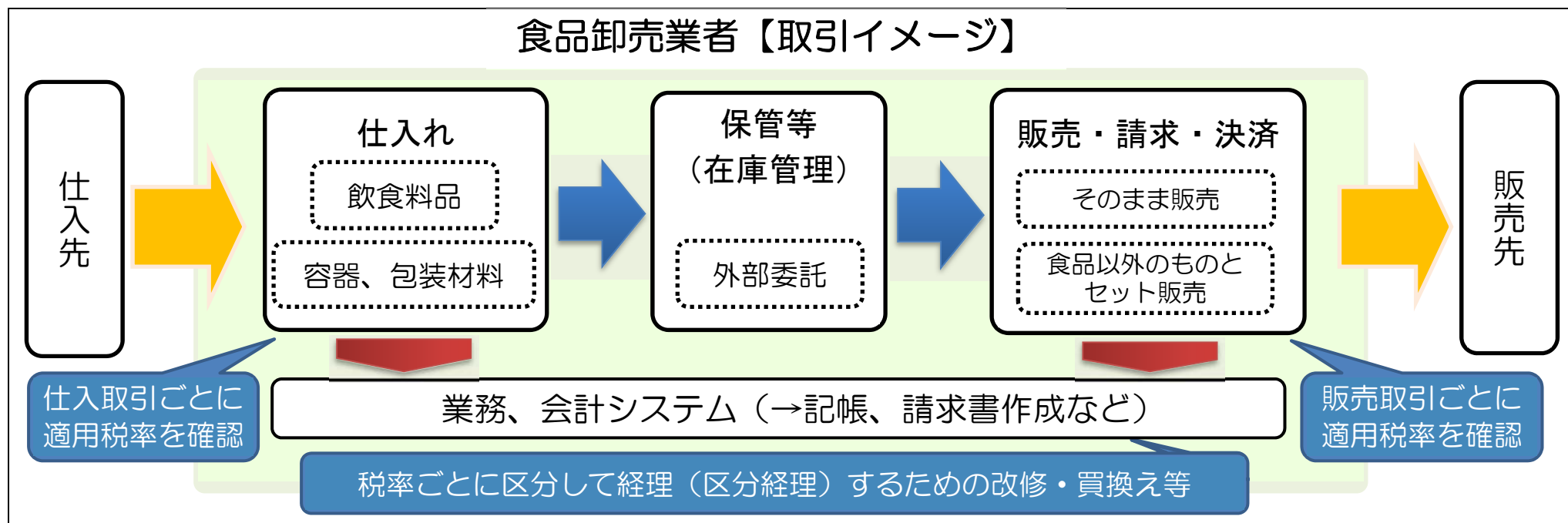
目 次

- 1 取引の流れと軽減税率対応のポイント・・・・・・・・・・ P1
- 2 適用税率の判定に関する留意点・・・・・・・・・・ P2
- 3 卸売市場等を通じて取引される農産物の留意点・・・・ P 8
- 4 請求書等の保存に関する留意点・・・・・・・・・・ P 9
- 5 消費税軽減税率対応に利用できる支援措置・・・・・・ P1 5

【 軽減税率制度関連スケジュール】



1 取引の流れと軽減税率対応のポイント



ポイント1 消費税額を計算するには、売上げに係る税額と仕入に係る税額を、税率ごとに区分する必要があります。このため、仕入、経費、販売の各取引について、軽減税率の対象となる取引の有無を確認しなければなりません。

仕入れ・経費

- 請求書等の各品目の適用税率に誤りがないか確認
- 税率等の記載がないものは取引先に確認 (請求書等へ追記可)

販売

- 販売する商品の適用税率を確認
- 一体資産、外食に該当する取引がないか確認

ポイント2 消費税の仕入税額控除の要件として、税率ごとに区分して必要事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。

- 軽減税率に対応したシステムの改修等について検討 (中小企業・小規模事業者は軽減税率対策補助金の活用も検討 (P15))

適用税率の判定を正しく理解する必要があります。

「2 適用税率の判定に関する留意点」 (P2)

請求書等への記載事項を正しく理解する必要があります。

「4 請求書等の保存に関する留意点」 (P9)

2 適用税率の判定に関する留意点

○ 軽減税率の適用対象となる「飲食料品」等の範囲

- ・ 軽減税率の適用対象は、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行され定期購読される新聞」です。
- ・ 「飲食料品」※とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいいます。
- ・ ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用以外の用途で取引されるものは、飲食が可能であっても、「食品」には該当しません。

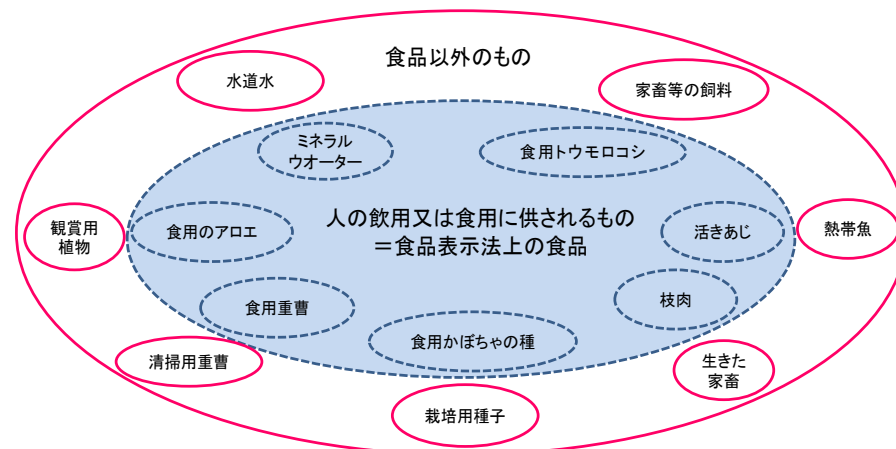
※ 「食品」と「食品」以外の資産が一の資産を形成、又は構成している一定の一体資産も含まれます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



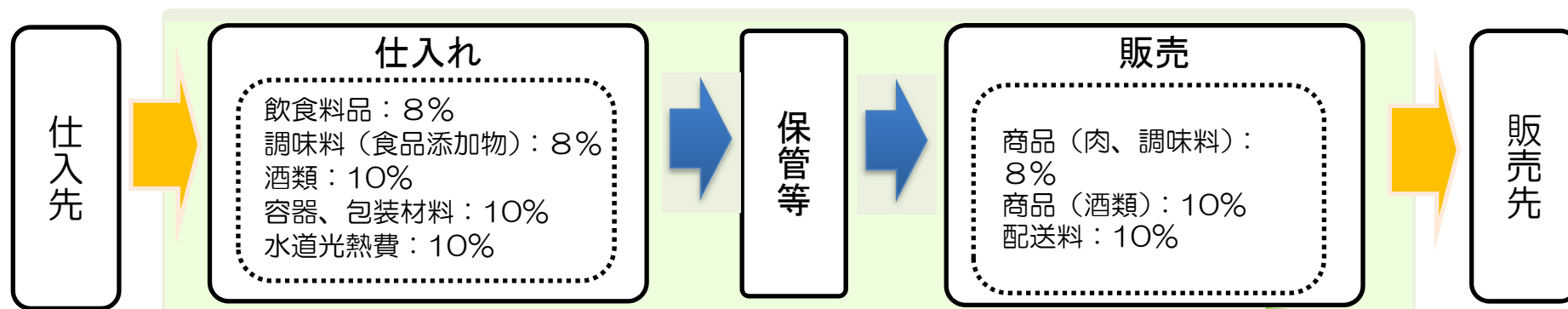
《食品の用途による判定イメージ》

＝色付き部分が、軽減税率の適用対象＝



○ 適用税率の判定時期

- ・ 軽減税率が適用されるか否かは、事業者が課税資産の譲渡等を行ったとき（取引時点）に判定します。



仕入先が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
※ 購入者である食品卸売業者の用途は関係ありません。

販売者である食品卸売業者が「飲食料品」として販売したかにより判定します。
※ 購入者である販売先の用途は関係ありません。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【制度概要編】

（適用税率の判定時期）

問11 課税資産の譲渡等の適用税率の判定は、いつの時点で行うのでしょうか。

【答】軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、適用税率の判定に当たっては、

- ① 販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（軽減通達2）。
- ② 販売する事業者が、人の飲用又は食用以外に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれを飲用又は食用に供する目的で購入し、又は実際に飲用又は食用に供したとしても、当該取引は「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（水の販売）

問 8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

（ノンアルコールビール、甘酒の販売）

問 15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】ノンアルコールビールや甘酒など酒税法に規定する酒類に該当しない飲料については、軽減税率の適用対象である「飲食料品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。（改正法附則 34①一、酒税法 2 ①）

（食用、清掃用の重曹の販売）

問 20 当社では、重曹を食用及び清掃用に使用することができるものとして販売しています。販売に当たり、食品添加物として、食品表示法に規定する表示をしています。この重曹の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

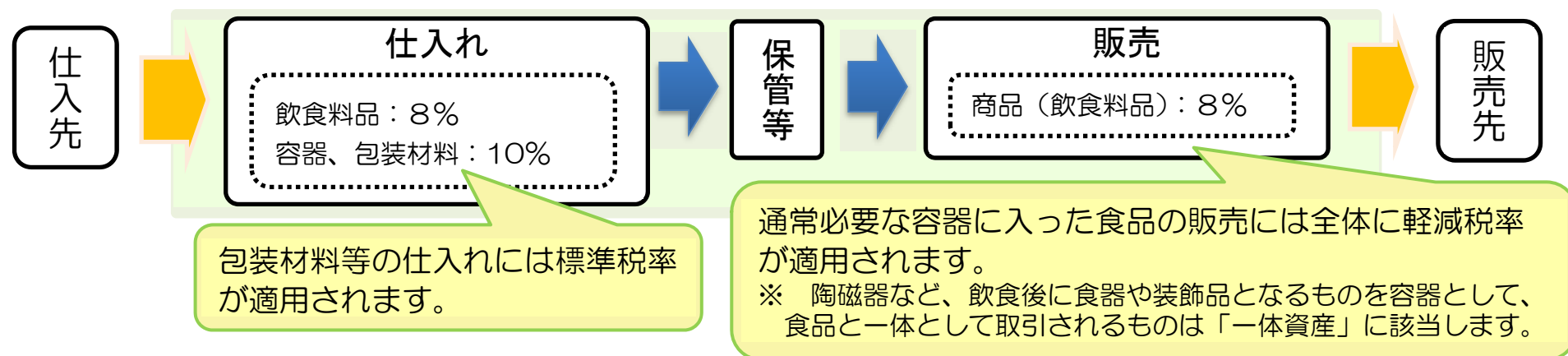
（レストランへの食材の販売）

問 38 当社は、食品卸売業を営んでいます。当社の取引先であるレストランに対して、そのレストラン内で提供する食事の食材を販売していますが、この場合は軽減税率の適用対象となりますか。

【答】貴社から飲食料品を仕入れたレストランが、店内飲食用の料理にその食材を利用したとした場合、レストランが行う食事の提供は軽減税率の対象とならない、いわゆる「外食」となりますが、貴社からレストランへの食材の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の適用対象となります（改正法附則 34①一、軽減通達 2）。

○ 包装材料等の取扱い

- 飲食料品の販売に付帯して使用される容器、包装材料（以下「包装材料等」といいます。）で通常必要なものは、これら包装材料等も含めその全体が「軽減税率」が適用される飲食料品の譲渡に該当します。
- 別途対価を定めて包装材料等の販売を行う場合は、「飲食料品の譲渡」ではないため、「標準税率」が適用されます。
※ 包装材料等の販売者が、飲料メーカーに販売する缶やペットボトルなど、包装材料等そのものの販売は、軽減税率の適用対象外です。
- 陶磁器やガラス食器など、飲食後に食器や装飾品として利用できる容器を食品と一体となって価格を提示し販売する場合は、「一体資産」に該当し、一定の要件を満たすものに限り「軽減税率」が適用されます。



消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（桐の箱の容器）

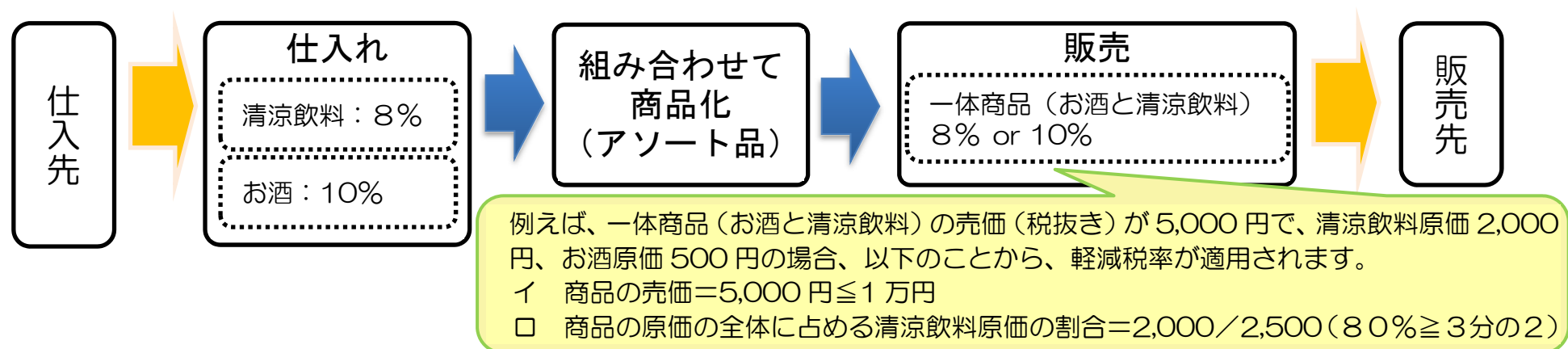
問 27 当社では、果実を専用の桐の箱に入れて販売していますが、このような桐の箱も通常必要な容器として取り扱ってよいでしょうか。

【答】 飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

例えば、高価な飲食料品にあっては、桐の箱等の高価な容器に入れられて販売されることがありますが、このような場合にあっては、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためにのみ使用していることが明らかとなるときは、その飲食料品の販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当するものとして取り扱って差し支えありません（軽減通達3）。

○ 「一体資産」の意義と適用税率の判定

- 一体資産とは、「食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの」で、「一の資産としての価格のみが提示されているもの」をいいます。
- 一体資産の譲渡は、次のイ、ロの要件のいずれも満たすものに限って、軽減税率が適用されます。それ以外のものは、標準税率が適用されます。
 - イ その販売金額（税抜き）が1万円以下のもの
 - ロ 一体資産の価額のうち、食品に係る部分の価額の占める割合が3分の2以上のもの
- 上記ロの割合については、事業者の販売実態等に応じ、例えば、次の割合などによって算定します。
 - (1) 一体資産の売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
 - (2) 一体資産の原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合



消費税の軽減税率制度に関するQ & A【個別事例編】

（合理的な割合が不明な小売事業者等）

問 96 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

【答】小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜き）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

○ 役務の提供の対価の取扱い

- 飲食料品の販売に係る費用であっても「役務提供の対価（販売手数料、出荷奨励金、完納奨励金、支払手数料等）」に該当するものは、標準税率が適用されます。
- 軽減税率制度実施後において、役務提供の対価について「**税込の売上げ（軽減税率）**」に手数料等の一定の割合を乗じて「**税込の支払手数料等（標準税率）**」を算出する方法を存置すると、結果として**税込みの支払手数料等が据え置かれることとなるため**、
 - ① 手数料の計算方法を「**税抜の売上げ（軽減税率）**」から計算する方法に変更するか
 - ② 手数料率を、標準税率が適用されることによる影響分を考慮した割合に変更するかといった対応を行うことが考えられます。※上記対応を行わないと「買ったたき」に該当する可能性があります。

○ 軽減税率通達 16 の取扱い

これまで委託販売等に係る受託者については、消費税基本通達 10-1-12（2）により、「役務の提供の対価」を課税仕入れに係る金額として総額処理が可能となっていました。軽減税率制度実施後は軽減税率通達 16 によりこの適用がなくなるため、純額処理が強制されることになるため、留意が必要です。

